

令和3年度第1回西脇市障害者地域支援協議会（書面会議）
の結果報告について

1 会議の成立

全15名のうち13名の委員から書面の提出があり、1名の委員から電話による意見の表明がありました。過半数以上の出席を満たす結果となり、会議が成立したことを報告いたします。

2 報告事項

(1) 障害者基本計画の進捗状況について

【意見】

○障害のある方の職場定着支援には、ライフサイクルに応じて必要な支援が変わると思う。最近では地震や大雨など災害も増えており、P13のNo.104の災害時要援護者の把握にもあるように、行政や支援機関、地区の防災組織が連携した対応があれば、企業も安心して雇用できると思う。

○選挙支援、後見人問題、ネットワーク（コーディネーター）、子ども支援、防災犯罪、移動支援、共生型サービス、雇用促進、居場所づくり等々CやD判定はほとんど中心的課題ばかりであることが残念。

○D評価を重点的に改善しなければならない。多くはA・B評価なので、この点は評価できる。

【質問等】

○全体評価で平成30年度から令和2年度の上半期において、A・B合わせて87.1%になっているが、一部評価の低いところは、成年後見人制度など。理解を深めることで今後利用される方が増えると思う。研修会や講演会等を希望する。

⇒支援に携わる専門職に向けた研修は実施していますが、今後は広く周知が図れるよう研修会等の内容を検討していきます。

○障がいのある人の高齢化は親の心配のひとつ。生活が変わることをスムーズに受け入れられない人もある。共生型サービスを進めてほしい。

⇒障害福祉サービスから介護サービスへの移行については、地域包括支援センター及び障害者基幹相談支援センター連絡会で協議し、本人の生活の質を確保しながら円滑な移行への支援を行っております。社会資源の整理及び共生型サービスについては、今後とも検討を行ってまいります。

○災害時の視覚障害者や聴覚障害者への情報伝達や誘導システムの整備をお願いしたい。

⇒聴覚障害のある方には、防災無線の緊急情報が字幕で流れる機

器の貸与やNET119（音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害のある方が円滑に消防への通報を行えるようにするシステム）等による災害時の情報発信や緊急時の連絡体制を周知しています。

また、災害時の誘導に関しては各自治会で要援護者支援体制について検討いただき、防災時の訪問、連絡支援体制について整備いただいております。

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況について

【意見】

- 通所支援事業所が増えて居場所づくりが出来かけている。
- 障害者移動支援が減少しているのは新型コロナウイルス感染症の影響としているが、介護タクシーの増設にふれてほしい。
- 市内のグループホームが開設し、現在満床と聞いた。多くの方が待たれていたのだと感じた。
- 地域生活を支援する障害者グループホームの開設が実現し、障害のある人や保護者の将来の不安や「親なき後」を見据えた「安心して生活が営めること」等の長年の思いが形になったと評価する。これからもグループホームが増えていくよう期待する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響があり、訪問系サービス、日中活動系サービスともに実績が少なくなっている。それでも、かなりの利用者があり、感染症予防に配慮しながら事業継続をされた各施設の方の御苦労が伺える。
- 障害のある方からすると、就労移行や就労定着があるかではなく、就職へつながる道筋や就職後の支援があるかどうかだと思う。
市内には就職へ送り出すB型や職場適応援助者があり、北播磨障害者就業・生活支援センターと連携した道筋や定着支援の形ができています。

【質問等】

- P21の西脇市の障害者雇用で、人数だけでなく雇用率も記載してはどうか。
⇒次回報告より記載していきたいと思えます。
- ヤングケアラーの実態についてどれほど把握されていますか。
⇒令和3年4月に実施された兵庫県の実態調査から、本人がヤングケアラーであるという認識を持っている方は1割程度しかいないこと、また生活への影響は深刻であること、多くの悩みを抱えている状況にあることが報告されています。今後は早期発見・把握や必要な支援へのつなぎ、普及啓発等支援体制構築への取組が

重要だと考えております。

○手話奉仕員養成研修事業について、令和2年度の実績が急激に減ったのはなぜでしょうか。奉仕員となるとレベルが高く、手話サークルの人達では難しいのでしょうか。

⇒奉仕員養成は、手話を初めて学ぶ方向けの入門課程と、入門課程を終了後に引続き手話を学びたい人向けの基礎課程になります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から両事業とも実施が出来なかったため、実績が0となっております。

(3) 障害者基幹相談支援センター事業報告について

【意見】

○専門連絡会が次々とできており、好ましい。

○相談内容は多岐に渡っており、特に精神障害の人の相談が多い。相談員は、当事者の話を聞くのはもちろん、その方をとりまく支援者や事業所などとの連携を図る重要や役目を担っておられるので御苦労がおりかと思う。

○子ども支援連絡会は、今後もぜひ充実させて、子どもたちや保護者の安心・安定した就業につなげていただきたい。

○圏域就労支援部会との橋渡しをして頂いている。

高次脳機能障害や難病、若年性認知症など就労支援を求める方は広がり、就労に生活面の支援を付けておく人が増えている。

健康、安心な生活があってこそその就労なので、今後お互いが相談しやすい関係を続けていきたい。

(4) その他（御意見及び御質問）

【意見】

○新型コロナウイルス感染症が拡大し、普段の生活もままならなくなっていて不安定な生活が続いています。一般の方よりも環境の変化に敏感で、当たり前な生活が出来ずに困っておられる障害のある人やご家族が平穏な日々に戻れることを願っている。

○就労支援の後々まで追跡調査が必要。長く就労できるように指導支援がいると思う。

【質問等】

○成年後見人制度についていろいろな問題も聞かれる。今一度見直しや課題の整理が必要では。

⇒本人の尊厳確保や自己決定支援等権利擁護の支援を中心とし、成年後見人制度の課題について検討を進めたいと考えます。

○災害時、避難所が開設、運営されますが、開設、運営に当たる方々の障がい児、者への理解は進んでいるのでしょうか。

⇒令和元年度に自治会に対し、要援護者支援体制の強化として、地区防災計画における要援護者名簿の整備や要援護者支援班の設置、個別避難計画※の作成について周知を図ってきました。

また、自治会や高齢者や障害のある人等へ関わる福祉専門職から個別避難計画の作成が必要な要援護者を把握いただき、市に連絡をいただくよう依頼しておりますが、個別避難計画作成件数は少ない状況です。

令和3年度においては、災害対策基本法等の一部を改正する法律により市の個別避難計画作成について積極的に関与していくこととなり、個別避難計画の対象者の選定及び作成においては、国の取組指針を参考に、優先順位の高い人を抽出し、作成を行っております。

今後は、対象者への積極的な個別避難計画作成支援を行うとともに、災害時の福祉避難所での合理的配慮や連携について、関係各課で協議を進めていきたいと考えております。

※個別避難計画…高齢者や障害のある人等、災害発生時または災害が発生する恐れがある場合に特別な避難支援を要する要援護者について、災害発生時の情報伝達から避難所等への誘導までの一連の活動を想定した具体的な計画

○ある講座に聴覚障害者が申込みに行ったら、手話通訳・要約筆記の対応はできないと言われた。社会福祉課より手話通訳者・要約筆記者派遣制度について説明をすることで理解してもらえたが、障害者への合理的配慮のことを全く知らないということに呆れた。このようなところへの研修等はだれが実施しているのか。

⇒令和6年6月までに、障害のある方への合理的配慮の提供を民間の事業者にも義務付ける、障害者差別解消法の改正が昨年成立しました。それにより、民間の事業所において合理的配慮の提供が推進されるよう期待するとともに、市においても障害者差別解消法啓発事業として広く周知を図ってまいりたいと思います。

この度の件につきましては、民間の事業者ではありますが、関係する部署から障害のある方への合理的配慮について、説明をしていただけるよう調整しております。